

## 船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準の 主観点数に係る算出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市建設工事入札参加業者の等級別格付について、一層の適正性及び透明性を確保するため、船橋市建設工事入札参加業者資格審査にあわせて行う各業者の経営事項審査以外の項目を審査する主観点数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 主観点数については、船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準に基づき作成した建設工事入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、船橋市内に本店（主たる営業所）のある者を対象とする。

(評価項目及び評価方法)

第3条 主観点数の評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事成績評定点数

入札参加資格登録年の1月1日現在で、過去2年間に引渡を受けた工事（請負金額が130万円未満のもの及び既に評価の対象となったものを除く。）の工事成績評定点数の平均点を基に業種ごとに評価する。

(2) ISO認証取得状況

ISO9000シリーズ又はISO14001を認証取得し、かつ本市に届け出ている者について評価する。

事業協同組合については、当該事業協同組合としてISOの認証取得している場合に評価する。

認証取得は、(公財)日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関が行うISOの認証取得か、国際組織である国際認定機関フォーラム（以下「IAF」という。）に参加している各国の認定機関のうち、IAF相互承認グループに加入している認定機関が行うISOの認証取得を対象とする。

(3) 地域貢献度

本市と「災害時の応急措置および資機材の提供に関する協定」又は「災害時の応急措置に関する覚書」を締結している団体に加入している者を評価する。

(4) 優良建設業者及び優秀現場技術者の表彰実績

入札参加資格登録年度の4月1日現在で、過去2年間に本市発注の建設工事に対して市長表彰を受けた者を業種ごとに評価する。

(5) 障害者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率制度において、法定雇用率を達成している者又は、同法に基づく障害者雇用納付金制度において、報奨金を受給している者を評価する。

(6) 子育て支援

「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に基づき、一般事業主

行動計画を策定し厚生労働大臣へその旨を届け出ている者を評価する。

(7) 協力雇用主の登録

協力雇用主として保護観察所に登録されている者を評価する。

(8) 安全対策

建設業労働災害防止協会に加入している者を評価する。

(9) 女性活躍推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき、一般事業主行動計画を策定し厚生労働大臣へその旨を届け出ている者を評価する。

(10) 労働環境改善

建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者を評価する。

(11) 指名停止措置状況

入札参加資格登録年度の4月1日現在で、過去2年間に指名停止措置を受けた期間の合計が、3か月以上の場合は減点する。

2 対象となる前項各号の評価項目について、別記1によりそれぞれ点数を算出し、加減して得た点数を主観点数とする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号については、平成15年4月1日施行の船橋市工事検査規程により検査を行った工事を対象とし、また、同条同項第5号については、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年2月7日から施行する。

2 この規程は、平成25年船橋市公告第146号に定めるところにより入札参加資格審査申請をした者より適用し、同日前の公告に定めるところにより入札参加資格審査申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

## 別記1

(1) 工事成績評定点数（当該業種ごとに算出、加点）

平均点	74.0点以上	+100点
	73.0点以上74.0点未満	+90点
	72.0点以上73.0点未満	+80点
	71.0点以上72.0点未満	+70点
	70.0点以上71.0点未満	+60点
	69.0点以上70.0点未満	+50点
	68.0点以上69.0点未満	+40点
	67.0点以上68.0点未満	+30点
	66.0点以上67.0点未満	+20点
	65.0点以上66.0点未満	+10点
	65.0点未満	-20点

(2) ISO認証取得（全ての登録業種に加点）

ISO9000シリーズ認証取得	+10点
ISO14001認証取得	+10点

(3) 地域貢献度（全ての登録業種に加点） +20点  
（2以上の団体に加入している場合の複数は加点しない。）

(4) 優良建設業者及び優秀現場技術者の表彰実績（表彰を受けた工事の業種に加点）

優良建設業者表彰	+30点
（同一業種複数表彰は加点しない。）	
優秀現場技術者表彰	+20点
（同一現場技術者の同一業種複数表彰は加点しない。）	

(5) 障害者雇用（全ての登録業種に加点）

法定雇用率を達成している	+10点
報奨金を受給している	+10点
（法定雇用率の達成、報奨金の受給の複数は加点しない。）	

(6) 子育て支援（全ての登録業種に加点）

一般事業主行動計画を策定し届け出ている	+10点
---------------------	------

(7) 協力雇用主の登録（全ての登録業種に加点）

協力雇用主として登録されている	+10点
-----------------	------

- (8) 安全対策（全ての登録業種に加点）  
建設業労働災害防止協会に加入している + 10点
- (9) 女性活躍推進（全ての登録業種に加点）  
一般事業主行動計画を策定し届け出ている + 10点
- (10) 労働環境改善（全ての登録業種に加点）  
建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている + 10点
- (11) 指名停止措置（全ての登録業種で減点）  
指名停止期間の合計が3か月以上である - 30点  
（措置対象ごとの延べ月数で算出し、1か月に満たない日数は合計で30日を1か月とみなし、端数は切り捨てとする。）